

○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則 新旧対照表 (2024/4/1 施行)

※令和6年3月29日国土交通省令第26号により、以下のとおり条文が改正後の内容になりましたので、令和6年(2024)年度版賃貸不動産管理の知識と実務の内容(第2編)と併せてご利用いただきますようお願いいたします。

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条・第二条)</p> <p>第二章 賃貸住宅管理業 (第三条<del>一</del><u>第四十一条</u>)</p> <p>第三章 特定賃貸借契約の適正化のための措置等 (<u>第四十二条一</u><del>第四十九条</del>)</p> <p>第四章 雑則 (<u>第五十条</u>)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条・第二条)</p> <p>第二章 賃貸住宅管理業 (第三条<del>一</del><u>第四十二条</u>)</p> <p>第三章 特定賃貸借契約の適正化のための措置等 (<u>第四十三条一</u><del>第五十一条</del>)</p> <p>第四章 雑則 (<u>第五十二条</u>)</p> <p>附則</p>
<p>(管理業務に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者)</p> <p>第三十条 法第十三条第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 宅地建物取引業者(宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社(宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百十七号)附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる銀行並びに宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。)、同法第七十七条の二第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる登録投</p>	<p>(管理業務に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者)</p> <p>第三十条 法第十三条第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 宅地建物取引業者(宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社(宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百十七号)附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる銀行並びに宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。)、同法第七十七条の二第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる登録投</p>

法令情報

<p>資法人及び同法第七十七条の三第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる特例事業者を含む。<u>第四十四条</u>第三号において同じ。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 賃貸住宅に係る信託の受託者（委託者等が第一号から第四号までのいずれかに該当する場合に限る。<u>第四十四条</u>第六号において同じ。)</p>	<p>資法人及び同法第七十七条の三第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる特例事業者を含む。<u>第四十五条</u>第三号において同じ。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 賃貸住宅に係る信託の受託者（委託者等が第一号から第四号までのいずれかに該当する場合に限る。<u>第四十五条</u>第六号において同じ。)</p>
	<p>—(身分証明書の様式)—  <u>第四十二条</u> 法第二十六条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第十三号によるものとする。</p>
<p>(誇大広告等をしてはならない事項)</p> <p><u>第四十二条</u> 法第二十八条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>(誇大広告等をしてはならない事項)</p> <p><u>第四十三条</u> 法第二十八条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>
<p>(特定賃貸借契約の相手方等の保護に欠ける禁止行為)</p> <p><u>第四十三条</u> 法第二十九条第二号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p>	<p>(特定賃貸借契約の相手方等の保護に欠ける禁止行為)</p> <p><u>第四十四条</u> 法第二十九条第二号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p>
<p>(特定賃貸借契約に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者)</p> <p><u>第四十四条</u> 法第三十条第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p>	<p>(特定賃貸借契約に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者)</p> <p><u>第四十五条</u> 法第三十条第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p>
<p>(特定賃貸借契約の締結前の説明事項)</p> <p><u>第四十五条</u> 法第三十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p>	<p>(特定賃貸借契約の締結前の説明事項)</p> <p><u>第四十六条</u> 法第三十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p>
<p><u>第四十六条</u> 令第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容については、第</p>	<p><u>第四十七条</u> 令第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容については、第</p>

法令情報

三十三条の規定を準用する。	三十三条の規定を準用する。
(法第三十一条第一項第七号の国土交通省令で定める事項) 第四十七条 法第三十一条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	(法第三十一条第一項第七号の国土交通省令で定める事項) 第四十八条 法第三十一条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
第四十八条 法第三十二条に規定する特定転貸事業者の業務及び財産の状況を記載した書類は、別記様式第十三号による業務状況調書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面（以下この条において「業務状況調書等」という。）とする。	第四十九条 法第三十二条に規定する特定転貸事業者の業務及び財産の状況を記載した書類は、別記様式第十四号による業務状況調書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面（以下この条において「業務状況調書等」という。）とする。
(国土交通大臣に対する申出の手続) 第四十九条 法第三十五条第一項の規定により国土交通大臣に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。	(国土交通大臣に対する申出の手続) 第五十条 法第三十五条第一項の規定により国土交通大臣に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。
	—(身分証明書の様式)— 第五十一条 法第三十六条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第十五号によるものとする。
(権限の委任) 第五十条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、賃貸住宅管理業者若しくは法第三条第一項の登録を受けようとする者又は特定転貸事業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、いずれも国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。	(権限の委任) 第五十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、賃貸住宅管理業者若しくは法第三条第一項の登録を受けようとする者又は特定転貸事業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、いずれも国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
	別記様式第十三号（第四十二条関係）
別記様式第十三号（第四十八条関係）	別記様式第十四号（第四十九条関係）
	別記様式第十五号（第五十一条関係）